

鳥取県教育委員会告示第26号

平成15年鳥取県教育委員会告示第23号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成21年9月11日から施行する。

平成21年9月11日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
略				略			
鳥取県埋蔵文化財センター臨時的任用職員採用試験	合計得点及び順位	〃	〃	鳥取県埋蔵文化財センター臨時的任用職員採用試験	合計得点及び順位	〃	〃
船上山少年自然の家臨時的任用職員採用試験	合計得点及び順位並びに試験種目が複数ある場合における試験種目ごとの得点	〃	鳥取県立船上山少年自然の家	船上山少年自然の家	合計得点及び順位	〃	〃
大山青年の家非常勤職員（ボイラー技士）採用試験	合計得点及び順位	〃	鳥取県立大山青年の家	大山青年の家非常勤職員（ボイラー技士）採用試験	〃	〃	鳥取県立大山青年の家
大山青年の家臨時的任用職員採用試験	合計得点及び順位並びに試験種目	〃	〃	大山青年の家	〃	〃	〃

員採用試験	が複数ある 場合におけ る試験種目 ごとの得点		
-------	----------------------------------	--	--

略

--	--	--	--

略